

入札に関する説明事項

令和 8 年 6 月 1 7 日
新潟県観光文化スポーツ部文化課

1 入札に付する事項

- (1) 事業委託内容
新潟県議会旧議事堂防災・活用設備等整備実施設計業務委託
- (2) 委託案件の仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 業務を行う場所
別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続を開始した者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされたもの
 - ウ 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 過去に次のいずれかの業務に係る実績があることを証明した者であること。
 - ア 重要文化財建造物等（史跡・名勝の構成要素としての建造物等を含む。以下同じ）の保存修理・防災施設整備・公開活用事業のいずれかに係る基本設計業務
 - イ 重要文化財建造物等の保存修理・防災施設整備・公開活用事業のいずれかに係る実施設計業務
 - ウ 重要文化財建造物等の保存修理・防災施設整備・公開活用事業のいずれかに係る施工管理業務

3 入札者に求められる義務

- (1) 本委託契約の入札に参加を希望する者は、令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 5 時までに「入札参加申請書」（別紙）を後記 13 の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。また、2（3）に示した業務の実績を証する資料（契約書の写し等）を添付すること。
上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。
- (2) 入札者は、上記(1)の提出書類について、開札日の前日までの間において、説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。
- (3) 審査結果

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。

審査結果については、令和8年6月24日（水）午前9時以降に後記13に問い合わせること。

4 開札の日時及び場所

令和8年7月1日（水）午前10時00分 新潟県行政庁舎16階入札室

5 入札及び開札の方法

(1) 前記4の開札の日時及び場所に参加し、入札書（別添入札書の様式を使用）を提出すること。

なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。

また、入札に参加する際、次のものを持参すること。

- ・ 再入札に使用する印鑑

(2) 前記4の開札の日時及び場所に参加できない場合は、入札書及び後記11の入札保証金を書留郵便で提出することができる。その場合は、封書の表に「新潟県旧県議会議事堂活用実施設計委託入札書在中」と朱書の上、新潟県観光文化スポーツ部文化課長あてに、開札日時までに到着するよう提出すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第54条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。

なお、書留郵便により入札を行った者については、再入札に参加する意思がないものとみなす。

また、後記6の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

(5) 再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。

(6) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札

(2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

(3) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金が後記11（1）の額に達しないものがした入札

(4) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(5) 脅迫その他不正の行為によってした入札

- (6) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書作成の要否 要

9 契約条項

別添「新潟県旧県議会議事堂活用実施設計委託（案）」による。

10 誓約書の提出

契約の締結に際しては、別添「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第43条第1号に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号に該当する場合は免除する。

12 支払条件

当県が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 問い合わせ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化資源活用推進係 担当：田中祐樹

電話番号 025-280-5619

Eメール ngt150030@pref.niigata.lg.jp